

令和 3 年

上尾市教育委員会 1 1 月定例会 議案

議 案 名

議案第 49 号	令和 4 年度当初給食調理員人事異動方針について-----	1
議案第 50 号	令和 3 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に ついて-----	2

【 白紙 】

議案第 49 号

令和 4 年度当初給食調理員人事異動方針について

令和 4 年度当初給食調理員人事異動方針を下記のとおり定める。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

記

令和 4 年度当初給食調理員人事異動方針

1 基本方針

令和 4 年度当初給食調理員の人事異動の実施に当たっては、学校運営の円滑化及び職員の士気高揚を図るため、本人の希望を把握するとともに、勤務年数、年齢等を勘案し、適切に実施するものとする。

2 給食調理員の人事異動に係る実施要領

(1) 同一校における勤務年数が引き続き 3 年以上となる職員は、次に掲げる場合を除き、異動対象とする。

ア 令和 4 年 4 月 1 日において、年齢が 59 年に達している場合

イ 所属している学校の業務に支障をきたす場合

(2) 同一校における勤務年数が引き続き 3 年未満の職員についても、異動の希望がある場合その他の特別な事情がある場合においては、異動対象とすることができる。

(3) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 の規定に基づき常時勤務を要する職に従事する再任用職員又は同法第 28 条の 5 の規定に基づき短時間勤務の職に従事する再任用職員のうち、任期が更新されることとなるものについては、必要に応じて、異動対象とする。

提案理由

給食調理員に係る令和 4 年度当初人事異動について、人事異動方針を定めたいため、この案を提出する。

議案第 5 0 号

令和 3 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況について

教育に関する事務の管理及び執行の状況について、下記のとおり、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を上尾市議会に提出するとともに、公表する。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

記

1 評価の対象

令和 3 年度点検評価は、「第 2 期上尾市教育振興基本計画」に掲げた 7 つの基本目標を達成するために実施した 3 1 の施策について、「令和 2 年度上尾市教育行政重点施策」に定めた主要事業の実施結果を踏まえて行う。

2 評価の結果

別冊「令和 3 年度上尾市教育委員会の事務に関する点検評価報告書」記載のとおり

3 市議会提出日時

令和 3 年上尾市議会 1 2 月定例会開会の日

4 報告書の公表

上尾市図書館及び上尾市役所本庁舎 1 階情報公開コーナーにおける閲覧のほか、上尾市 W e b サイトに掲載し、公表する。公表は、上尾市議会に提出した後速やかに行う。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 6 条第 1 項の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を上尾市議会に提出するとともに、公表したいので、この案を提出する。